

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成30年10月25日 19時00分ごろ
発生場所	石川県七尾市能登島東方沖 能登観音埼灯台から真方位029° 1.7海里付近 (概位 北緯37° 07.9′ 東経137° 04.5′)
事故の概要	プレジャーボート第三幸進丸は、南西進中、定置網に進入し、ワイヤロープを切断した。
事故調査の経過	平成30年10月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第三幸進丸、13トン 251-19314石川、北陸海洋開発株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 ワイヤロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、南西進中、船長が能登島東方沖の白色小型標識灯を1個設置した定置網（以下「本件定置網」という。）の存在を知らずに進入し、ワイヤロープを切断した。
分析	本船は、南西進中、船長が本件定置網の存在を知らずに航行していたことから、本件定置網に進入し、ワイヤロープを切断したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南西進中、船長が本件定置網の存在を知らずに航行していたため、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出航前に最新の海図、漁具定置箇所一覧図等で、航行予定海域における定置網等の情報を確認すること。